

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画

告 示

鳥取県告示第三百二十八号

松くい虫防除特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)第四条第一項の規定に基づき、鳥取県における松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画を定めたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県における松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画

1 趣旨

本県の松林は、民有林の林野面積226,900ヘクタールのうち51,000ヘクタールを占め海岸地帯に幅広く成育しており、杉林に次いで多い。このうち、海岸線の松林は、森林資源上及び環境保全上重要な役割を果しており、特に、鳥取砂丘をはじめ砂丘地帯には約1,000ヘクタールの海岸砂地造林が実施され、そのほとんどは飛砂防備林又は潮害防備林に指定され、禁伐、択伐等の施業制限を受けている。

県下の農耕地面積約47,000ヘクタールのうち、約5,300ヘクタールの海岸沿いの農耕地が、これら松林に保護されて農作物の栽培が可能となっている。

松くい虫が運ぶツノザイセンチュウによる被害材積は、昭和47年度までは、年間の被害量が50から100立方メートルで推移してきたが、昭和48年度から海岸地帯を中心に次の表に示すとおり増加し、昭和51年度は2,158立方メートルの被害が発生し、その被害区域面積は、約2,300ヘクタールに及び、漸次、山間部へ被害が拡大する傾向にある。被害の程度は、被害地が多いが、海岸地帯の松林には中害地が見受けられ、このままの状況で推移すれば、今後益々増大するおそれがある。

このような被害状況にかんがみ、被害区域面積2,300ヘクタールのうち488ヘクタールについては特別防除を、68ヘクタールについては地上散布による防除を実施し、薬剤による防除が周囲の土地利用により可能な地域と被害処理により駆除が可能と見られる1,744ヘクタールについては、立木駆除を実施することとし、松くい虫防除特別措置法第3条の規定に

基つき農林大臣が定めた基本方針に即して、次のとおり実施計画を定める。

松くい虫被害の推移

材積単位：m³

区分	年度				
	47	48	49	50	51
被害材積	95	520	608	1,196	2,158
被害区域に含まれる市町村の数	8	14	17	20	25

2 松林群ごとの特別防除の計画的な実施に関し必要な事項

(1) 松林群の位置等

松林群番号	松林群の名称	所在地		松林群の面積 ha	当該松林群に含まれる松林の所在
		郡市	町村		
1	岩美の松	岩美	岩美	150	1 林班 AからCまで、FからIまでの各小班 2 林班 AからCまで、G、Iの各小班 17 林班 AからEまでの各小班 83 林班 C、Dの各小班 84 林班 AからCまで、E、Gの各小班 85 林班 AからCまで、E、Fの各小班 86 林班 AからEまでの各小班
					1 林班 A、Cの各小班 2 林班 AからFまでの各小班

3 鳥取砂丘 の松	岩美 鳥取	福部	112	8 林班 C、Eの各小班 4 林班 A、Bの各小班 38 林班 D、G、Hの各小班 39 林班 CからEまでの各小班 40 林班 D、Eの各小班
5 鳥取砂丘 の松	鳥取		105	2 林班 AからDまで、FからHまでの各小班 3 林班 GからKまでの各小班 208 林班 A小班 20 林班 AからDまでの各小班 21 林班 AからDまで、FからJまでの各小班 22 林班 AからFまでの各小班 大字西原字大転場 1,455の4から1,455の8まで、1,455の27、1,455の28、1,455の34、1,455の53、1,455の55、1,455の58、1,455の61から1,455の65まで、1,455の67、1,455の68、1,455の70、1,455の71、1,455の75、1,455の77、1,455の83から1,455の85までの区域内に存する松林の区域 大字西原字新林 1,384の2の区域内に存する松林の区域 大字西原字観治屋林 1,403の1、1,403
30 淀江の松	西伯	淀江	121	

		の2の区域内に存する松林の区域	
合 計		488	

(2) 松林群ごとの特別防除計画

松林群 番号	防除着 手年度	防除完 了年度	特別防除 完了後の 取 扱 い	松林群特性区分			被害の状況		
				①	②	③	激	中	微
1	52年度	53年度	立木駆除	— ha	150 ha	— ha	— ha	91 ha	59 ha
3	52	53	立木駆除	—	112	—	—	71	41
5	52	53	立木駆除	—	105	—	—	45	60
30	52	53	立木駆除	121	—	—	—	64	57
計	—	—	—	121	367	—	—	271	217

② 松林群特性区分欄の①とは、特別防除を緊急に行わないと松くい虫の被害が著しく拡大すると認められる松林群を、②とは、森林法第25条第1項又は第2項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が高い松林で松くい虫防除特別措置法施行令第2条に定めるものの面積がその面積の過半を占める松林群を、③とは、①及び②以外の松林群をいう。

3 松くい虫の薬剤による防除の実施に関し必要な事項

(1) 特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項並びに特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさな

いようにするために必要な措置に関する事項

(ア) 人家、学校、観光施設等

周辺は、原則として除外区域とし、当該施設に面した区域は、風向及び風速によく注意して飛散しないようにする。

(イ) 道路等の交通機関

早朝散布して交通に支障をきたさないように努めるが、必要に応じて関係機関の協力を得て、一時交通規制を行う。

(ウ) 子供の国の施設等利用者の集合する場所

早朝散布して利用者に支障をきたさないように努めるが、必要に応じて当該施設の管理者の協力を得て、入園規制を行う。

(エ) 水源地、浄水場等

周辺は、原則として除外区域とする。

(オ) 魚介類の養殖場等

周辺は、除外区域とする。

(カ) 養ほうに悪影響を及ぼすおそれのある箇所

防除の影響のない区域に移動させるか、移動できないものは、薬剤散布中みづちが巣箱から外に出ないよう措置する。

(キ) 農作物又は果樹園、桑園、茶園等

周辺は、原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して飛散しないようにする。

収穫期に達しているものは、散布前に収穫する。

(ク) 畜舎等

周辺は、原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して飛散しないようにする。

(ウ) 車両

散布区域及びその周辺にある車両は、飛散のおそれのない区域に移動させる等薬剤の影響を受けないよう適切な措置を講ずる。

(ウ) 松林群ごとに特記すべき事項
特記事項なし

(2) 薬剤防除(特別防除を除く。)の実施に関する事項

市町村	薬剤防除(特別防除を除く。)面積 ha	松林の所在
福部	28	38林班 CからEまで、Iの各小班 39林班 C、Dの各小班
泊	20	11林班 A、B、Dの各小班 13林班 Aの小班
倉吉	20	4林班 Cの小班 5林班 Bの小班 16林班 B、Cの各小班 167林班 Aの小班
計	68	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)